



# SMTB年金ニュース

(平成24年7月6日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【厚生年金基金／確定給付企業年金】

### 財政運営基準等の見直しに伴う規約変更手続き等について

平成24年1月31日付で、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第13号）の公布・施行及び厚生労働省通知の発出により、財政運営基準等の見直しが行われたことは既にご案内のとおりです。

今般、本見直しに伴う規約への影響、規約変更手続きにつきまして、厚生労働省に以下の内容を確認しましたので、ご案内いたします。

詳細につきましては、別紙をご参照ください。

#### <主な確認事項>

#### 1. 【厚年基金】「最低責任準備金（継続基準）」が「最低責任準備金及び最低責任準備金調整額の合計額」に変更となることに伴う規約変更について

本変更に伴う「設立事業所・加入員減少時の掛金一括徴収規定（継続基準ベース）」及び「基金分割・権利義務移転時の資産分割規定」の規約変更は、（来年の）平成24年度決算代議員会以降、当該事象（掛金一括徴収又は分割・権利義務移転）が発生するまでに行えばよい。

#### 2. 【厚年基金・DB】資産評価調整加算（控除）額の取扱い変更に伴う規約変更について

本変更に伴う「事業所・加入員（加入者）減少時の掛金一括徴収規定（継続基準ベース）」の規約変更は、（来年の）平成24年度決算代議員会（規約型DBの場合は行政宛決算報告時）以降、当該事象（掛金一括徴収事由）が発生するまでに行えばよい。

(次ページに続く)

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが下記担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

担当部署 : 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部

電話番号 : 03-6256-3825

### 3. 【DB】確定給付企業年金法施行規則第58条の変更に伴う規約変更について

非継続基準における「積立比率の回復計画」を用いた掛金拠出が5年間の経過措置期間を設けて廃止となったことに伴う規約変更は、次の規約変更時にあわせて変更を行えばよい。  
なお、変更手続は、次の規約変更の手続に併せて「申請」「届出」のいずれも可。

(注) 積立比率に応じた掛金(改正前の規則第58条第1号に基づく掛金)を設定しているお客様も、原則として、規約変更が必要となります。

### 4. 【DB】特別掛金を段階的に引き上げる場合の規約への規定方法について

次のいずれの方法も可。

- (1) 規約の本則に引上げ終了までの全ての特別掛金及び償却期間を規定する方法
- (2) 規約の本則に引上げ終了時の特別掛金及び償却期間を規定し、附則に引上げ中の特別掛金及び償却期間を規定する方法

### 5. 【DB】支払終了企業年金における残余財産の取扱いに関する規約変更手続について

承認申請とする。

(注) 本規約変更は基金解散・制度終了までに行う必要があります。

### 6. 【規約型DB】代表事業主に関する規定に関する規約変更手続について

今回の法改正に伴い代表事業主に関する規定を追加する場合は届出不要。

### 7. 【厚年基金】財政再計算時期の規約への規定方法について

次回再計算基準日等を規約に規定する必要はない。

<ご参考: 財政運営基準の見直しに関する弊社からのご提供資料>

- [旧住友信託銀行 PENSION NEWS \(平成24年2月1日\)](#)
- [旧中央三井アセット信託銀行 年金情報 \(平成24年2月1日\)](#)

以上

## 1. 【厚年基金】「最低責任準備金（継続基準）」が「最低責任準備金及び最低責任準備金調整額の合計額」に変更となるに伴う規約変更について

財務諸表の簡素化・透明化により「最低責任準備金（継続基準）」が「最低責任準備金及び最低責任準備金調整額の合計額」に変更となるに伴い、規約の「設立事業所・加入員減少時の掛金一括徴収規定（継続基準ベース）」及び「基金分割・権利義務移転時の資産分割規定（継続基準ベース）」に影響があります。

（財政運営基準の見直しに伴う貸借対照表の変更については、下図をご参照ください。）

当該規約変更の取扱いは以下のとおりです。

### ○ 対象

連合設立又は総合設立で、「設立事業所・加入員減少時の掛金一括徴収規定」又は「基金分割・権利義務移転時の資産分割規定」を継続基準ベースとしているお客様。

### ○ 規約変更時期

（来年の）平成24年度決算代議員会以降、設立事業所若しくは加入員減少による掛金一括徴収、又は基金分割若しくは権利義務移転による資産分割が発生するまでに規約変更を行う必要があります。

○ 基金内手続：代議員会の議決が必要です（急施を要する場合は理事長専決も可）。

○ 行政手続：認可申請となります（数理関係書類の添付は不要です）。

※. 弊社総幹事のお客様には、個別に規約変更案をご案内する予定です。

### <貸借対照表の変更（イメージ図）>

<現行の貸借対照表>		<見直し後の貸借対照表>	
未償却過去勤務債務残高	数理債務	未償却過去勤務債務残高	数理債務
純資産額		責任準備金 (プラスアルファ部分)	
資産評価調整額	最低責任準備金 (継続基準)	(不足金が増加)	最低責任準備金 (継続基準)
不足金		最低責任準備金調整額	

(注) 1. 資産の評価方法が数理的評価方式であり、数理的評価 > 時価資産の場合、当該差額相当の不足金が増加します。

2. 最低責任準備金調整額の算定方法の変更により、現行の最低責任準備金(継続基準)と、見直し後の「最低責任準備金+最低責任準備金調整額」とは一致しません。

## 2. 【厚年基金・DB】資産評価調整加算（控除）額の取扱い変更に伴う規約変更について

財務諸表の簡素化・透明化により「資産評価調整加算（控除）額」が廃止されたことに伴い、規約の「事業所・加入員（加入者）減少時の掛金一括徴収規定（継続基準ベース）」に影響があります。

（財政運営基準の見直しに伴う貸借対照表の変更については、前頁の図をご参照ください。なお、DBについては、前頁の図において、負債全体を、現行：数理債務、見直し後：責任準備金と読み替えてください。）

当該規約変更の取扱いは以下のとおりです。

### ○ 対象

資産の評価方法を数理的評価としており「事業所・加入員（加入者）減少時の掛金一括徴収規定」を継続基準ベースとしているお客様。（資産の評価方法を時価としているお客様におかれましても、時価と数理的評価の差額（資産評価調整加算額）を一括徴収の対象としている場合等、規約の内容によっては影響があります。）

### ○ 規約変更時期

（来年の）平成24年度決算代議員会（規約型DBの場合は行政宛決算報告時）以降、事業所又は加入員（加入者）減少による掛金一括徴収が発生するまでに規約変更を行う必要があります。

### ○ 基金・社内手続

厚年基金・基金型DB：代議員会の議決が必要です（急施を要する場合は理事長専決も可）。  
規約型DB：労働組合・被保険者等の同意は不要です（法改正に伴うもの）。

### ○ 行政手続

厚年基金：認可申請となります（数理関係書類の添付は不要です）。  
DB：届出不要です（法改正に伴うもの）。

なお、具体的な規約変更内容につきましては、現在厚生労働省あて確認中であり、回答あり次第改めてご案内いたします。

※. 弊社総幹事のお客様には、個別に規約変更案をご案内する予定です。

### 3. 【DB】確定給付企業年金法施行規則第58条の変更に伴う規約変更について

規則第58条の変更に伴い、非継続基準における「積立比率の回復計画」を用いた掛金拠出は、5年間の経過措置期間を設けて廃止となりました。

本見直しに伴い、掛金拠出方法に係る規約変更を行う必要がありますが、当該規約変更は次の規約変更時にあわせて行うことで差し支えありません。

原則として、全ての確定給付企業年金のお客様が規約変更の対象となります。（積立比率に応じた掛金（改正前の規則第58条第1号に基づく掛金）を設定しているお客様も、原則として、規約変更が必要となります。）

※. 弊社総幹事のお客様には、次の規約変更時に個別に規約変更案をご案内いたします。

次の規約変更前に、本変更のみの実施を希望される場合には、弊社営業担当者までご連絡ください。

なお、規則改正前から積立比率に応じた掛金を設定しているお客様が、本変更のみの規約変更を行う場合は、法改正に伴う規約変更として届出不要（規約型DBの場合は労働組合・被保険者等の同意も不要）となります。

また、「積立比率の回復計画」を継続実施する場合の規約への規定方法につきましては、次のいずれの方法も可能である旨厚生労働省あて確認しております。

- (1) 規約の本則においては、規則第58条により特例掛金を拠出する旨規定し、経過措置として、規約の附則にて規則附則第4条を引用する。
- (2) 規約の本則において、規則附則第4条により特例掛金を拠出する旨規定する。

※. 弊社総幹事のお客様には、上記(1)の方法にて規約変更案を作成しご提供いたします。

### 4. 【DB】特別掛金を段階的に引き上げる場合の規約への規定方法について

次のいずれの方法も可能です。

- (1) 規約の本則に引上げ終了までの全ての特別掛金及び償却期間を規定する方法
- (2) 規約の本則に引上げ終了時の特別掛金及び償却期間を規定し、附則に引上げ中の特別掛金及び償却期間を規定する方法

※. 弊社総幹事のお客様には、上記(1)の方法にて規約変更案を作成しご提供いたします。

### 5. 【DB】支払終了企業年金における残余財産の取扱いに関する規約変更手続について

全ての受給者に対して年金又は一時金の支給を完了し、また、新規に加入者が生じない確定給付企業年金（支払終了企業年金）について、制度終了後の残余財産の取扱いが規約記載事項となりました。

当該規定追加に係る規約変更手続は、承認申請となります（数理関係書類の添付は不要です）。

なお、本規約変更は基金解散・制度終了までに行う必要があります。

## 6. 【規約型DB】代表事業主に関する規定について

複数の事業主が共同で実施する規約型DBでは、規約に代表事業主を規定したうえで、規約変更等の手続きを代表事業主が行うことになりました。

当該代表事業主に関する規定追加に係る規約変更手続は、法改正に伴う規約変更として届出不要（労働組合・被保険者等の同意も不要）となります。

※. 弊社総幹事で、本変更が必要なお客様には、個別に規約変更案をご案内いたします。

なお、代表事業主に関する規約変更手続きは以下のとおりとなります。

変更内容	手続き
今回の規則改正に伴う代表事業主規定の追加	法令改正に伴う変更として「届出不要」
実施事業主が1社から複数社になることに伴う代表事業主規定の追加 実施事業主が複数社から1社になることに伴う代表事業主規定の除外	実施事業主（事業所）の増減に伴う変更として「届出」
上記以外の変更に伴う代表事業主の変更	届出・届出不要の要件のいずれにも該当しないため「承認申請」

## 7. 【厚年基金】財政再計算時期の規約への規定方法について

全ての予定基礎率を見直して行う財政計算も「財政再計算」と定義されましたが、当該財政再計算に該当した場合に、次回再計算基準日等を規約に規定する必要はありません。

以上